

【重要】

まん延防止等重点措置の期間の延長等に関する「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更が行われましたので、その内容をお知らせします。また、同感染症の感染状況や、変異株に係る知見などを踏まえ、大学等における感染対策に際しての留意事項を改めて整理いたしましたので、併せてお知らせします。各大学等におかれては、感染対策の徹底を図りつつ、学生の学修機会の確保との両立に引き続きお取り組みいただくようお願いいたします。

事務連絡
令和4年2月18日

各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課 御中
大学又は高等専門学校を設置する公立大学法人を
設立する各地方公共団体担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

文部科学省高等教育局高等教育企画課

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び大学等における
感染対策の徹底等について（周知）

令和4年2月18日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、同法に基づくまん延防止等重点措置について、

- ・ 北海道、青森県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、福岡県、佐賀県及び鹿児島県を対象として実施されている同措置の実施期間を、令和4年3月6日まで延長すること
- ・ 山形県、島根県、山口県、大分県及び沖縄県を対象とする同措置については、令和4年2月20日をもって解除すること

が決定されました。これに併せて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）の変更が行われましたので、その内容について下記のとおりお知らせします。学校の取扱いに係る記載については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について（周知）」（令和4年2月10日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡）においてお示しした内容から変更はありません。

大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）におかれては、変更された基本的対処方針並びに「令和3年度後期の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症へ

の対策等に係る留意事項について」(令和3年9月30日付け3文科高第697号)及び「大学等における令和3年度後期の授業の実施方針等に関する調査及び学生への支援状況・学生の修学状況等に関する調査の結果について(周知)」(令和3年11月19日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課・高等教育局学生・留学生課・総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡)等において示した留意事項を踏まえ、学生の学修機会の確保と、新型コロナウイルス感染症への対策の徹底の両立にお取り組みいただくようお願いいたします。

また、先般お示した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について(周知)」(令和4年2月10日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡)において、オミクロン株の特徴等を踏まえた大学等における具体的な感染防止策について、改めて留意事項をお知らせすることとしておりましたが、別紙のとおり当該留意事項について整理しましたので、併せてお知らせします。

なお、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合における濃厚接触者の待機の取扱いの変更等について(周知)」(令和4年1月31日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡)においてお知らせしたとおり、政府において配布した抗原定性検査キットについて、①大学等の教職員がそのうちの一定数を持ち帰り、適切な学習の上で自宅等において必要に応じて利用すること、②これまで各大学等における適切な管理がされていることを確認した上で、医療機関等の求めに応じてお譲りいただくことは差し支えありません。これらのキットについては、一部、有効に使用できる期限が令和4年3月又は4月となっているものがあるところ、上記も踏まえて有効に御活用いただくようお願いいたします。このほか、政府において配布した抗原定性検査キットの使用に関して不明な点がある場合は、下記連絡先までお問い合わせください。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学等に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

記

(変更後の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針について)

1. 対処方針の内容

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_040218.pdf

2. 学校の取扱いに関連する記載の抜粋

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

(5) オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策

2) 学校等

- ・ 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を基本としつつ、特に感染リスクが高い教育活動については、同マニュアル上のレベルにとらわれず、基本的には実施を控える、又は感染が

拡大していない地域では慎重に実施を検討するといった対応を行う。

- ・ 学齢期の子どもがいる医療従事者等の負担等の家庭・地域の社会経済的事情等を考慮し、学校全体の臨時休業とする前に、地方公共団体や学校設置者の判断により、児童生徒等の発達段階等を踏まえた時差登校や分散登校、オンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習形態を実施する。また、学校の臨時休業は、感染状況を踏まえ、学校設置者の判断で機動的に行い得るものであるが、感染者が発生していない学校全体の臨時休業については、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等を踏まえ、慎重に検討する。
なお、大学等においても適切に対応する。

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(2) ワクチン接種

- ④ 追加接種については、2回目接種完了から8か月以上経過した方に順次、接種することを原則としていたが、感染防止に万全を期する観点から、まずは、重症化リスクが高い高齢者などの方々の接種間隔を前倒しするとともに、接種を加速化し、並行して、予約に空きがあれば、できるだけ多くの一般の方にも更に接種間隔を前倒して接種する。併せて、一般の方への接種を実施するに当たって、各自治体の判断により、教職員、保育士、警察官、消防職員など、地域における社会機能を維持するために必要な事業の従事者等に対して優先的に追加接種をするような取組も進める。追加接種に使用するワクチンについては、1回目・2回目に用いたワクチンの種類にかかわらず、mRNA ワクチンを用いる。また、引き続き1回目・2回目未接種者に対する接種機会を確保し、接種を促進する。これらの接種に使用するワクチンについて、安定的な供給を行う。

(5) まん延防止

5) 学校等の取扱い

- ① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する（緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業もより一層活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る）。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会等については、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛（ただし、対象者全員検査の実施等により、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動について可能とする。））を要請する。特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る。また、大学、高等学校等における軽症状者に対する抗原定性検査キット等の活用（部活動、各種全国大会前での健康チェック等における活用を含む。）や、中学校、小学校、幼稚園等の教職員や速やかな帰宅が困難であるなどの事情のある児童生徒（小学校4年生以上）への抗原定性検査キットの活用を奨励する。また、教職員や受験生へのワクチン接種が進むよ

う、大学拠点接種を実施する大学に対し、地域の教育委員会や学校法人が大学拠点接種会場での接種を希望する場合の積極的な協力を依頼するとともに、地方公共団体に対し、大規模接種会場の運営に当たり、教育委員会や私学担当部局がワクチン担当部局と連携し、希望する教職員や受験生へのワクチン接種が進むよう取組を行うなどの配慮を依頼する。大学入試、高校入試等については、実施者において、感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、予定どおり実施する。

3. 抗原簡易キットの活用に関連する記載の抜粋

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(4) 検査

- ⑤ 大学、専門学校、高校、特別支援学校や、中学校、小学校、幼稚園等に対して、約 125 万回分の抗原定性検査キットを配布し、発熱等の症状がある場合には、自宅で休養することや、医療機関の受診を原則とした上で、直ちには医療機関を受診できない場合等において、教職員や学生、速やかな帰宅が困難である等の事情のある児童生徒（小学校 4 年生以上）を対象として抗原定性検査キットを活用した軽症状者（発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者をいう。以下同じ。）に対する迅速な検査を実施し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的に PCR 検査等を行政検査として実施する。

4. 事業の継続が求められる事業者に関連する記載の抜粋

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(5) まん延防止

4) 職場への出勤等

- ② 特定都道府県は、事業者に対して、上記①に加え、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。（中略）
- ・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。
- ③ 重点措置区域である都道府県においては、事業者に対して、上記①に加え、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。（中略）
- ・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。

(別添) 事業の継続が求められる事業者

(5) その他

- ・ 医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防

止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

- ・学校等については、児童生徒等や学生の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。

(関連通知等)

- 「令和3年度後期の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について」(令和3年9月30日付け3文科高第697号)

https://www.mext.go.jp/content/20210930-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

- 「大学等における令和3年度後期の授業の実施方針等に関する調査及び学生への支援状況・学生の修学状況等に関する調査の結果について(周知)」(令和3年11月19日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課・高等教育局学生・留学生課・総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡)

https://www.mext.go.jp/content/20211119-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf

【本件連絡先】

文部科学省：03-5253-4111 (代表)

- 全体について(抗原定性検査キットに関することを含む。)

文部科学省高等教育局 高等教育企画課 (内2482)

E-mail: koutou@mext.go.jp

- 大学スポーツについて

スポーツ庁参事官(地域振興担当)付 (内3932)

E-mail: stiiki@mext.go.jp

- 文化に関する課外活動について

文化庁参事官(芸術文化担当)付 学校芸術教育室 (内2832)

E-mail: artedu@mext.go.jp

- 学生寮及び学生への注意喚起について

文部科学省高等教育局 学生・留学生課 (内3050)

E-mail: gakushi@mext.go.jp

- 国立大学について

文部科学省高等教育局 国立大学法人支援課 (内3497)

E-mail: hojinka@mext.go.jp

- 公立大学について

文部科学省高等教育局 大学振興課 (内3370)

E-mail: daigakuc@mext.go.jp

- 私立大学について

文部科学省高等教育局 私学部 私学行政課 (内2533)

E-mail: sigakugy@mext.go.jp

- 高等専門学校について

文部科学省高等教育局 専門教育課 (内3347)

E-mail: senmon@mext.go.jp

新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえた 大学等における感染対策の徹底等に係る留意事項について

1. オミクロン株の拡大と大学等における感染対策について

新型コロナウイルス感染症については、令和4年1月から拡大した感染の多くがオミクロン株によるものであるとされており、同株の性質として、従来のデルタ株よりも感染性・伝播性が高いこと等が指摘されています（「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について」（令和4年2月4日内閣官房新型インフルエンザ等対策推進会議新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）。以下「分科会提言」という。）。また、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）においても、オミクロン株による感染が拡大していることを踏まえた対策を講ずべきことが示されており、大学等についても適切に対応することとされています。各大学等におかれては、これまで、学内における感染対策の徹底や、学生・教職員に対する感染リスクの高い場面への注意喚起等に取り組んでいただいているところですが、大学等における集団的な感染事案が複数生じていることも踏まえ、更なる感染拡大を防止するため、同感染症への対策を強化・徹底いただくことが重要です。

このため、現下の感染状況やオミクロン株に関する知見等を踏まえ、各大学等における感染対策の実施等に当たって留意すべき事項を、2. 以下のとおり改めて整理しました。なお、各大学等における教育研究活動の実施に際しては、これまで、学生の学修機会の確保と感染対策の徹底の両立に取り組んでいただくよう依頼してきたところであり、その考え方が変わるものではありません。各大学等におかれては、2. 以下に示す留意事項を参照の上、感染対策の徹底について改めて学内で検討いただくとともに、学生の学修機会の確保の観点から、引き続き学生一人一人の目線に立ち、学生に寄り添った対応を講じていただくようお願いいたします。

2. 学内における感染拡大を防止するための対策について

大学等において、学生の学修機会を確保しつつ、感染対策を徹底いただくための留意事項については、例えば「大学等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について」（令和2年9月15日付け2文科高第543号。以下「令和2年9月通知」という。）等によりお示ししているところです。

一方、オミクロン株による感染の急拡大が見られる中、分科会提言においては、感染の場が学校等に広がっていることが指摘されているほか、基本的対処方針においても、学校等における適切な感染対策が求められています。こうした状況を踏まえ、各大学等において、学内の感染対策を改めて点検いただくとともに、オミクロン株の特性を踏まえた更なる対策を講じていただくなど、感染拡大の防止を図るための効果的な措置を講じていただくことが重要です。

こうした趣旨から、各大学等において感染対策を講じるに当たり、特に留意すべき点を以下のとおり整理しました。

(1) 学内における感染対策上の留意点について

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための対応として、令和2年9月通知等においては、

- ① 学内にウイルスを持ち込まないため、学生や教職員に検温等の健康観察を促し、発熱等の風邪の症状がある場合においては通学させず休養を求めること、
- ② 感染経路を断つため、学生や教職員など構内に立ち入る者に対して手洗いの励行やマスクの着用など、感染症対策のための行動について周知を行うこと
- ③ 不特定多数の者が触れる場所の消毒や、授業を行う教室での換気の徹底など、各大学等の状況に応じて感染リスクを低減させる工夫を講じること

などをお示ししています。この点、分科会提言や基本的対処方針では、オミクロン株についても基本的な感染防止策は有効であることに言及した上で、特に不織布マスクを適切に着用することや、飛沫や換気の悪い場所におけるエアロゾルによる感染への対策が重要であること等が示されています。このため、各大学等におかれては、引き続きこれまでの基本的な感染対策を継続して講じた上で、更にオミクロン株の特性を踏まえた対策を講じるよう御留意ください。

具体的な感染対策の取組例については、令和2年9月通知等のほか、文部科学省ウェブ・サイトにおいてお示ししている好事例についても御参照ください。

(参考1) 新型コロナウイルス感染症の感染経路について：厚生労働省ウェブ・サイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q2-2

(参考2) 大学における新型コロナウイルス感染症対策の好事例について

https://www.mext.go.jp/content/20200811-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf

(2) 大学入学者選抜の実施について

各大学が実施する入学者選抜については、不要不急に該当しない重要な機会であることから、基本的対処方針において「実施者において、感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、予定どおり実施する」こととされています。令和4年度大学入学者選抜における感染症対策については、「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドラインの一部再改訂について（通知）」（令和3年12月28日付け3文科高第1137号。以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、引き続き受験生が安心して受験に臨めるよう、試験場における衛生管理体制の構築に遺漏のないようお願いします。

特に、ガイドライン及びガイドラインに関するQ&Aを踏まえ、試験業務に携わる試験監

督者等について、試験前の期間からの体調管理、基本的な感染症対策の徹底、体調不良等の者が出た場合に備えての代替の試験監督者等の確保、試験実施準備中からの試験監督者等とその代替者との接触を避ける工夫など円滑な試験実施に留意願います。

(3) 卒業式や入学式等の式典や行事における感染対策について

卒業式及び入学式は、昨年度にもお示ししたとおり、学生にとってかけがえのない行事です（「令和3年度の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について」（令和3年3月4日付け2文科高第1125号。以下「令和3年3月通知」という。）等）。各大学等においては、このことを十分に踏まえながら、これらの実施時期における地域の感染状況等を見極めつつ、その実施の可否や方法等について判断いただくことが必要です。その際、令和3年3月通知に掲げる以下の感染防止拡大の措置及び実施方法の工夫の例を改めて参照の上、必要な検討をお願いします。

<感染拡大防止の措置>

- ・ 風邪のような症状のある方は参加をしないよう徹底すること
- ・ 参加者に対して、マスクの適切な着用や手洗いの励行を要請すること
- ・ 手指を消毒するための消毒薬の設置等により接触感染リスクの低減を図ること
- ・ 式典を通じて、会場の十分な換気を行うこと

<開催方式の工夫の例>

- ・ 一つの会場における参加人数を抑えること（在学生の参加を取りやめることや、保護者の参加人数を最小限とすること、複数の会場に分散して実施すること等）
- ・ 会場の椅子の間隔を空けて、参加者間のスペースを確保すること
- ・ 式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮すること（祝辞を割愛することや、式辞等を文書で配付すること等）

これに加えて、2.にもお示ししたとおり、オミクロン株への対応として、マスクについては不織布マスクの適切な着用を徹底することや、十分な換気に特に御注意いただくことが求められますので、併せて御留意ください。

また、卒業式や入学式等を行う場合においては、式典の終了後に学生同士や教職員を交えた懇親の機会が設けられることも想定されますが、飲食につながる謝恩会等については、少人数で実施することや、会話時の不織布マスクの着用を徹底することはもとより、リスクの回避が徹底されないものは自粛を呼びかけることも含めて、適切な対応を講じていただくようお願いします。

他方、地域の感染状況等を踏まえて、やむを得ず定例の式典を実施しないと判断する場合にあっては、令和3年3月通知においても依頼しているとおり、時期をずらした式典の実施や、代替的な行事の実施等について検討するようお願いします。特に入学式やそれに類する行事の実施については、新型コロナウイルス感染症の影響下にあった過年度の学生

に対して、年度当初に実施できなかった式典等を代替した行事が後日実施されたことにより、大学等への帰属意識が高まった等の声があったとする大学等の例も見られたことも踏まえ、対応を御検討いただくようお願いします。

3. 部活動等の課外活動や学生寮における感染対策について

各大学等において新型コロナウイルス感染症の感染事案が生じた際には、文部科学省に対して報告いただくこととしているところですが、各大学等から報告された事案には、部活動等の課外活動や学生寮において感染が広がったケースが極めて多く見られます。部活動等の課外活動や学生寮における感染対策については、これまでも、令和2年9月通知や「大学等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための取組の徹底について(周知)」(令和3年1月29日付け2文科高第998号。以下「令和3年1月通知」という。)等において、繰り返し注意喚起するとともに、具体的な方策をお示ししてきたところですが、今後の感染状況を踏まえ、改めて以下の点に留意し、適切な感染対策を講じていただくようお願いします。

(1) 部活動等の課外活動における感染対策の更なる徹底について

部活動等の課外活動における感染対策については、これまでも地域の感染状況に応じた対策を講じていただいているところですが、オミクロン株による感染が急速に拡大した本年1月上旬以降、複数の大学等から部活動等に関連する集団的な感染事案の報告が届いています。

このため、各大学等におかれては、以下にお示しする事項に留意いただいた上で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた更なる対策の徹底・強化をお願いします。

- ① 基本的対処方針においては、「緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛(ただし、対象者全員検査の実施等により、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動について可能とする。)」を要請しているところですが、現下の全国的なオミクロン株の感染拡大の時期においては、緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域(以下「緊急事態措置区域等」という。)以外においても、基本的にこれに準じることとします。感染リスクの高い活動の制限緩和については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について(周知)」(令和4年1月19日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課・スポーツ庁参事官(地域振興担当)付・文化庁参事官(芸術文化担当)付事務連絡)を参照してください。ただし、感染が拡大していない地域においては、この限りではありませんが、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動^(※)について、慎重に実施を検討してください。

(※) 感染リスクの高い活動：学生同士が組み合うことが主体となる活動、身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動

- ② 学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等についても、現下の全国的なオミクロン株の感染拡大の時期においては、基本的に控えてください。ただし、感染が拡大していない地域においては、この限りではありませんが、慎重に実施を検討してください。
- ③ このほか、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び大学等における同感染症への対応に関する留意事項等について（周知）」（令和3年5月7日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課・スポーツ庁参事官（地域振興担当）・文化庁参事官（芸術文化担当）事務連絡）において示した感染対策の強化の留意点について、緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域以外においても、改めて確認の上、地域の感染状況に応じた感染対策の強化を図ってください。

（2）学生寮における感染対策について

学生寮（寄宿舍や合宿所等を含む。以下同じ。）は、学生が集団生活を行う場であり、共用の施設・設備なども多く、大人数が同じ空間で日常生活を送ることから、密になる環境が形成されやすいと考えられます。このため、学生寮における学生間の感染事例、特に、運動部活動に参加する学生が同じ学生寮で生活をしていたことによる感染事案が多く発生しています。

各大学等におかれては、学生寮の運営に関わる関係者とも十分に連携の上、令和2年9月通知や令和3年1月通知等においてお示ししている感染対策のポイントに改めて確認いただき、平時からの健康管理や感染症予防のための対策、感染者発生時の対応の検討等、徹底した対応を講じていただくようお願いいたします。

特に、他の学生等と接触する場面における学生の不織布マスクの適切な着用や換気の徹底など、オミクロン株の特徴を踏まえた感染対策を講じるとともに、毎朝の検温実施や食堂・浴室等の共用スペースにおける感染予防、入寮者への検査体制の整備など、令和3年1月通知において優れた取組としてお示ししている例についても参照いただくようお願いいたします。

4. 感染リスクの高まる場面に関する学生等への注意喚起について

各大学等から報告される感染事案の中で、学生同士の会食等を介して感染が広がった例も散見されます。これまでも繰り返しお示ししているとおり、新型コロナウイルス感染症の基本的な感染予防対策として、学生や教職員一人一人が感染拡大を防止するための適切な行動をとることが必要です。各大学等におかれては、在籍する学生等に対して、夜間も含め「3つの密」（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、近距離での会話や発話が生じる密接場面）を避けることを徹底し、感染拡大のリスクを高める行動により感染を拡大させることのないよう、正確な情報提供と適切な注意喚起を引き続きお願いいたします。

令和3年1月通知等においてもお願いしているところですが、各大学等におかれては、学

生等に対する感染リスクが高まる「5つの場面」（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）の周知徹底や、手洗い・不織布マスクの適切な着用・換気の徹底等の基本的な感染予防対策等に関する啓発、情報提供の強化にお取り組みください。また、学生等に対して、例えば学内外において不織布マスクを適切に着用するよう周知啓発することや、大声での会話を控えるなど飛沫の拡散防止への配慮を求めること、学内食堂等において食事を行う場合の感染防止の留意点を周知することなど、学生の日常的な生活における感染拡大のリスクの低減を図ることについても、各大学等の状況に応じた取組をお願いします。

さらに、緊急事態措置区域等において、自治体から感染対策のための行動制限について要請がなされている場合等にあつては、学生等への情報提供・注意喚起等に当たり、当該要請の内容も踏まえて御対応いただくようお願いいたします。

なお、分科会提言等においては、オミクロン株についても基本的な感染防止策は有効であることから、これまでの対策を徹底することが重要であるとされていますが、同時に、以下のような対策を講じることが推奨されています。各大学等におかれては、こうした点を踏まえ、学生や教職員一人一人に確実に連絡が行きわたる手段（メール送信や郵送等）を確保して、注意喚起や情報提供を徹底いただくようお願いいたします。

- ・ 飲食はなるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスクの着用を徹底すること。マスクについては不織布マスクを適切に着用すること。
- ・ 換気が悪く、大人数・大声を出すような感染リスクの高い場面・場所への外出は避けるとともに、体調不良の際の外出は控えること。
- ・ 室内を定期的に換気するとともに、こまめに手洗いを行うこと。

5. 学内に感染者や濃厚接触者が生じた場合の対応について

各大学等において、所属する学生や教職員に新型コロナウイルス感染症の罹患者や濃厚接触者が生じた場合の対応については、「令和3年度後期の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について（周知）」（令和3年9月30日付け3文科高第697号）において、出席停止措置の実施や消毒等についてお示ししています。引き続き当該通知を御参照いただき、感染者等が学内に生じた場合には、感染拡大を防止するため適当な措置を講じていただくようお願いいたします。

また、濃厚接触者の待機期間等に関して、厚生労働省が示している取扱いを累次の事務連絡においてお知らせしているところですが、今後、さらなる変更があり、厚生労働省等から周知の依頼等がなされた場合にも、同様にお知らせをする予定ですので、御留意ください。

なお、大学等において感染者が生じた場合（いわゆる「みなし陽性」の者を含む。）にあつては、引き続き、その旨を文部科学省に御報告いただきたくようお願いいたします。その際、当該感染者が外国人留学生や附属病院の従業者等であったとしても、各学校の設置種別に応じて、文部科学省担当課へ御連絡をいただくようお願いいたします。

(参考資料)

- 「大学等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について（周知）」（令和2年9月15日付け2文科高第543号）
https://www.mext.go.jp/content/20200916-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf
- 「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドラインの一部再改訂について（通知）」（令和3年12月28日付け3文科高第1137号）
https://www.mext.go.jp/content/211228_mxt_daigakuc02_000005144-1.pdf
- 「令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ&A」（令和4年2月8日更新）
https://www.mext.go.jp/content/20220208-mxt_daigakuc02-000005144_8.pdf
- 「令和3年度の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について（周知）」（令和3年3月4日付け3文科高1125号）
https://www.mext.go.jp/content/20210305-mxt_kouhou01-000004520-02.pdf
- 「大学等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための取組の徹底について（周知）」（令和3年1月29日付け3文科高第998号）
https://www.mext.go.jp/content/20210129-mxt_koukou01-000004520_01.pdf
- 「令和3年度後期の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について（周知）」（令和3年9月30日付け3文科高第697号）
https://www.mext.go.jp/content/20210930-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf
- 「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について」（令和4年2月4日付け内閣官房新型インフルエンザ等対策推進会議新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai12/gijisidai_4.pdf
- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和4年2月10日変更））
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_040210.pdf
- 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～について（参考資料）
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html